

序章 計画策定にあたって

序章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成12年度より展開されてきた「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」は、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的として、健康を増進し、発症を予防する「一次予防」を重視した取り組みが推進されてきました。

今回、平成25年度から平成34年度までの「21世紀における第2次国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」では、21世紀の日本を『急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、これら生活習慣病に係る医療費の国民医療費に占める割合が約3割となる中で、高齢化の進展によりますます病気や介護の負担は上昇し、これまでのような高い経済成長が望めないとするならば、疾病による負担が極めて大きな社会になる』と捉え、引き続き、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取り組みを推進するために、下記の5つの基本的な方向が示されました。

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- (3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- (4) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

また、これらの基本的な方向を達成するため、53項目について、現状の数値とおおむね10年後の目標値を掲げ、目標の達成に向けた取り組みがさらに強化されるよう、その結果を大臣告示として示すことになりました。

吉川市では平成19年7月に、「健康日本21」の取り組みを法的に位置づけた健康増進法に基づき、吉川市の特徴や、市民の健康状態をもとに、健康課題を明らかにした上で、生活習慣病予防に視点をおいた、吉川市健康増進計画「健康よしかわ21」を策定し、取り組みを推進してきました。

これまでの取り組みの評価、及び新たな健康課題などをふまえ、市民の健康増進を推進するため、第2次吉川市健康増進計画を策定します。

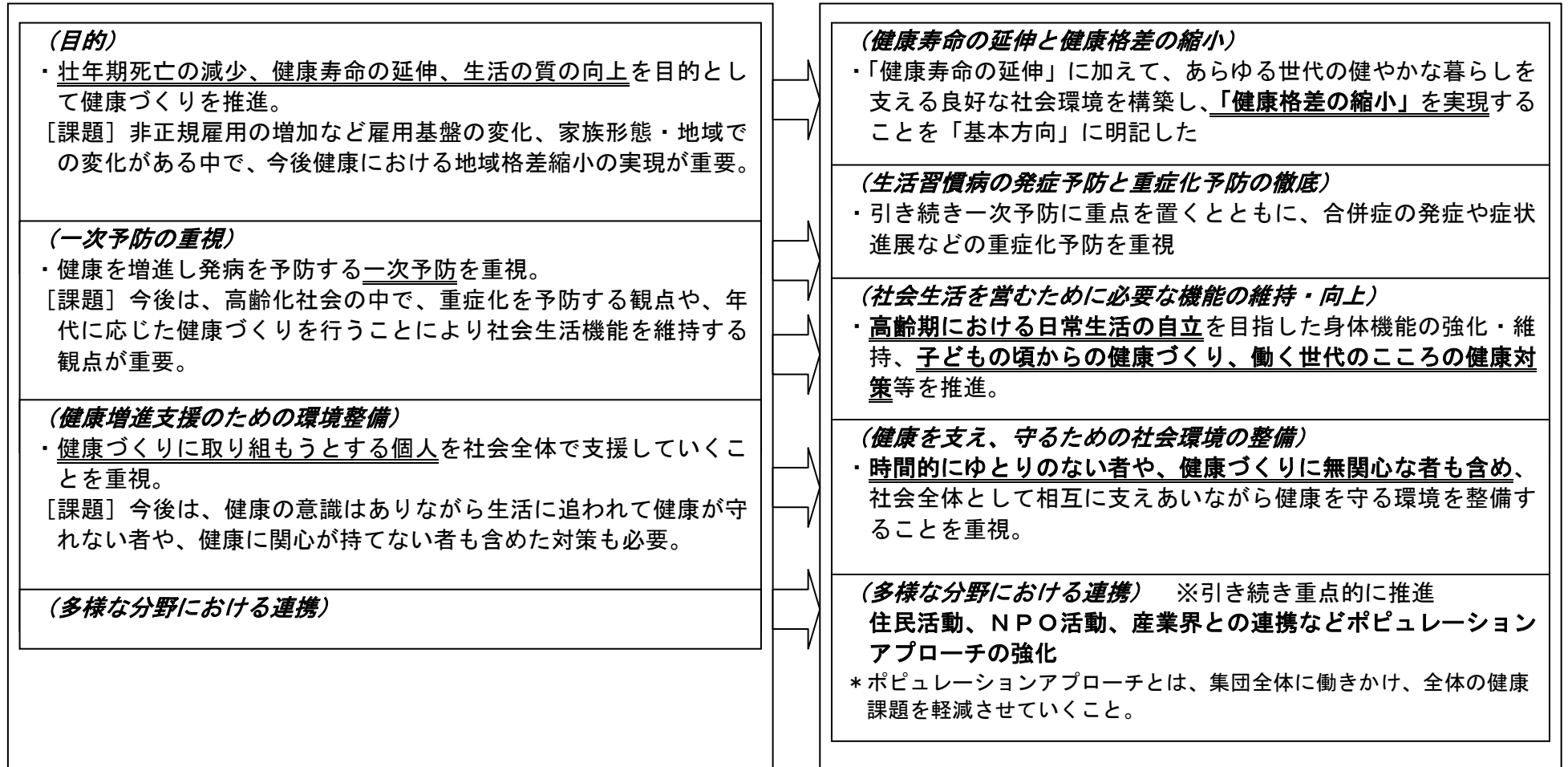
2. 国における第2次健康増進計画策定の基本方針

(1) 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針 (健康増進法第7条)

基本的な方向について

第1次健康増進計画(健康日本21)と課題

第2次国民健康づくり運動プラン



目標について

第1次健康増進計画（健康日本21）と課題

- ・ 9分野80項目（再掲除き53項目）にわたる目標項目を設定
- ・ 具体的な目標設定は局長通知で規定

（目標の分野）

- ①栄養・食生活
- ②身体活動・運動
- ③休養・こころの健康づくり
- ④たばこ
- ⑤アルコール
- ⑥歯の健康

- ⑦糖尿病
- ⑧循環器病
- ⑨がん

⑩肥満（吉川市独自）

第2次国民健康づくり運動プラン

- ・ 5つの基本的な方向に対応させる形で指標の相互関係を整理し53項目にわたる目標項目を設定。
- ・ 実効性を持たせるため、目標項目を大臣告示に格上げ

（基本的方向に対応させた目標）

①健康寿命の延伸と健康格差の縮小に関する目標

②生活習慣病の発症予防と重症化予防に関する目標

※がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（注）に区分して設定

③社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標

※こころの健康、次世代の健康、高齢者の健康に区分して設定

④健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標

⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

※栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に区分して設定

（注）慢性閉塞性肺疾患

(2) 基本的な方針の概略

①健康寿命の延伸と健康格差の縮小

健康寿命：一生のうち、健康で支障なく日常生活を送ることができる期間。

介護を受けたり、病気で寝たきりになったりせず、自立して健康生活できる期間。

世界保健機関（以下 WHO）が 2000 年この言葉を公表。

平均寿命から介護や病気により自立した生活を送ることができなくなった期間を引いたものが健康寿命になります。

健康格差：地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差。

②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防

がん、循環器疾患、糖尿病及び慢性閉塞性肺疾患（以下、COPD）に対処するため、合併症の発症や症状の進展などの重症化の予防に重点を置いた対策を推進。

国際的にも、これらの疾患は重要な非感染性疾患(Non Communicable Disease、以下 NCD)として対策が講じられている。

*非感染性疾患（NCD）について

心血管疾患、がん、慢性呼吸器疾患および糖尿病を中心とする非感染性疾患(NCD)は、人の健康と発展に対する主な脅威となっている。これらの疾患は、共通する危険因子(主として喫煙、不健康な食事、運動不足、過度の飲酒)を取り除くことで予防できる。

この健康問題に対処しない限り、これらの疾患による死亡と負荷は増大し続けるであろうと予測し、WHO では、「非感染性疾患への予防と管理に関するグローバル戦略」を策定するほか、国連におけるハイレベル会合で NCD が取り上げられる等、世界的に NCD の予防と管理を行う政策の重要性が認識されている。

今後、WHO において、NCD の予防のための世界的な目標を設定し、世界全体で NCD 予防の達成を図っていくこととされている。

③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

若年期から高齢期まで、全てのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上に取り組む。

④健康を支え、守るための社会環境の整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、国民が主体的に行うことができる健康増進の取り組みを総合的に支援していく環境の整備。

⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

対象ごとの特性やニーズ、健康課題等の十分な把握を行う。

3 計画の位置づけ

吉川市における本計画の位置づけは、以下のとおりです。

- (1) 健康増進法第7条第1項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(注1)及び健康増進法第8条第2項(注2)の規定に基づき、住民の健康の増進に関する施策についての計画(市町村健康増進計画)に該当するものです。
- (2) 吉川市の最上位計画である「第5次総合振興計画」(計画期間:平成24年度～平成33年度)のまちづくりの目標である「元気・健やか・幸せのまちづくり」を達成するために、計画を策定するものです。
- (3) 医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律第19条第1項(注3)に規定する特定健康診査等実施計画と一体的に策定するものです。
- (4) 本市の福祉個別計画である、第2次吉川市地域福祉計画、第3次吉川市障がい者計画、第3期吉川市障がい福祉計画、第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、吉川市次世代育成支援対策地域行動計画(後期計画)、吉川市食育推進計画との整合を図り健康増進に関する事項を一体的に定めるものです。

※ 参考

(注1) 健康増進法

(基本方針) 第7条第1項

厚生労働大臣は、※国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

(注2)

(都道府県健康増進計画等) 第8条第2項

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(注3) 高齢者の医療の確保に関する法律

(特定健康診査等実施計画) 第19条第1項

保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、五年ごとに、五年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画(以下「特定健康診査等実施計画」という。)を定めるものとする。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 25 年度～平成 34 年度の 10 年間です。

なお、計画期間中においても、国や県計画との整合を図るため、必要に応じて見直しするとともに、各年度の健康診断結果を分析し、進捗状況の的確な把握に努めます。

健康増進計画及び主な関連計画・計画期間

計画名	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度以降
第 5 次吉川市総合振興計画	平成 24 年度～33 年度					
第 2 次吉川市健康増進計画	平成 25 年度～34 年度					
第 2 期吉川市特定健診等 実施計画	平成 25 年度～29 年度					次期計画
第 2 次吉川市地域福祉計画	平成 24 年度～28 年度				次期計画	
第 3 次吉川市障がい者計画	平成 24 年度～29 年度					次期計画
第 3 期吉川市障がい福祉計画	平成 24 年度～26 年度		制度改正のため廃止予定			
第 5 期吉川市高齢者福祉 計画・介護保険事業計画	平成 24 年度～26 年度		次期計画			
吉川市次世代育成支援対策地 域行動計画（後期計画）	平成 22 年度～26 年度		時限法のため未定			
吉川市食育推進計画	平成 22 年度～26 年度					

5 計画の対象

この計画は、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、全市民を対象とします。